

令和6年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の 基本的考え方と重点要望事項



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

令和6年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方

- 令和6年度の医療・介護・福祉のトリプル報酬改定において、「要支援者、要介護者、患者」本位の理学療法を可能とすること
- 医療・介護・福祉の各制度による理学療法のサービス提供において連携・連続性が強化されること
- 「骨太の方針2022」、「新しい資本主義」の考え方、「全世代型社会保障制度の構築」の本旨を踏まえ、トリプル報酬改定に向けた活動を積極的に展開すること

令和6年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の重点要望事項

- 理学療法の重要性を踏まえた改定となること
 - ・ 理学療法を提供するにあたり重要な報酬の枠組みを守り、マイナス改定を阻止すること
 - ・ 特に、疾患別リハビリテーション料の維持・拡大等の見直しについて重点的に取り組むこと
 - ・ 理学療法が健康寿命の延伸に一層貢献できるよう、予防・保健・健康増進分野に係る現行制度および報酬を見直すこと
 - ・ 理学療法に関わるガイドライン、エビデンスに沿った改定となること
 - ・ 理学療法の質の向上に資する教育・研修を重視した制度・報酬改定となること
- 理学療法のサービスの量ならびに質の向上が図られること
 - ・ 土日祝日における理学療法提供体制の強化
 - ・ 面積などの施設基準の見直し
 - ・ かかりつけ医との連携の推進
 - ・ 難病患者や終末期の患者等に対する理学療法の適切な評価
 - ・ 新興感染症感染拡大時にあっても持続的な理学療法のサービス提供を可能とすること
- 医療介護分野における人材処遇の改善の流れを踏まえ、理学療法士の処遇、勤務環境・働き方の改善が図られること
- 地域包括ケアシステムおよび地域完結型の医療・介護提供体制の構築において、理学療法士が専門職能を発揮し貢献できること
- 地域住民のニーズに対応できる理学療法のサービスを、適時適切に提供できる体制を整備すること